



被扶養者の要件確認調査を実施します

本年度も6月中旬から、被扶養者の「要件確認調査」を行っています。

「要件確認調査」は、給与上の扶養手当が支給されない被扶養者の方(23歳以上の子、管理職の配偶者等)を対象に、被扶養者の要件を満たしているかどうか確認するものです。

例年、被扶養者の収入超過等により、遡って認定取消となるケースが多くみられます。この場合、取消日以降にかかった医療費を返還していただくことになります。

この機会に、ご家族が被扶養者の要件を満たしているか、確認してください。

※令和7年4月1日時点で15歳未満の子は、要件確認調査の対象外となります。

被扶養者の
遡及取消に
ご注意ください



手続方法

要件確認調査の対象となる方には、所属所の共済事務担当者から連絡があります。担当者の指示に従い、速やかに手続をしてください。

取消しの対象となる方〈問合せの多い事例〉

「福利厚生ハンドブック(令和7年度保存版)」P8に被扶養者要件確認チャートを掲載していますので、併せて参照してください。

1 被扶養者の収入超過

3か月連続で月額収入限度額(108,334円)以上となった。

パート・アルバイト等で、月の稼働日数が定まらず、月額収入限度額以上となったりならなかったりする場合、3か月連続で月額収入限度額以上となったときは、**4か月目の初日で認定取消**となります。

採用当初から月額収入限度額(108,334円)以上となった。

パート・アルバイト等であっても、採用当初から月額給与が継続して月額収入限度額以上となっている場合、**採用されたときから認定取消**となります。

月の途中から採用された場合でも、その月の給料が1か月分支払われていたとすると採用当初から月額収入限度額以上となることが見込まれる場合、**同様に採用されたときから認定取消**となります。

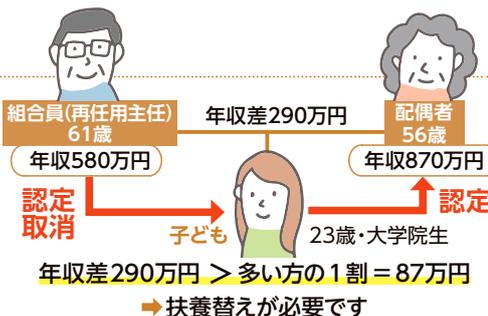
2 扶養義務者の収入の変化

夫婦の年収差が多い方の1割を超えている。

速やかに扶養替えが必要です。

※夫婦とも公立学校共済の組合員で、どちらも扶養手当を受給していないときは、夫婦の年収差が多い方の1割を超えても扶養替えは必要ありません。

※再任用職員の方につきましては、再任用となったことで収入が低下し、配偶者との収入逆転が起こることがあります。配偶者との収入比較に注意してください。



3 「国内居住要件」に該当しない

日本国内に住民票がない。

ただし、留学生や海外赴任に同行する家族等、国内居住要件の例外としての特例要件(以下「海外特例」という。)に該当する方は、日本国内に住民票を有しなくても、認定取消とはなりません。海外特例の該当要件に関しては、「福利厚生ハンドブック(令和7年度保存版)」P7を参照してください。

個人番号(マイナンバー)を利用した情報連携

情報連携により、要件確認調査の一部の書類を省略できます。情報連携を希望する場合は、「情報連携依頼書」等の書類が必要となります。「情報連携依頼書」等の書類は、令和7年6月10日付「7公立東京給第245号」に添付いたします。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826